

# 令和5年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施 設 名	亀田東児童館		
管 理 者 名	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日
担 当 課	江南区役所健康福祉課		
所 在 地	新潟市江南区亀田水道町4丁目1番48号		
根 拠 法 令	児童福祉法		
設 置 条 例	新潟市児童館条例		
施 設 概 要	敷地面積 1,588.91 m <sup>2</sup> 建築面積 536.20 m <sup>2</sup> 延床面積 526.85 m <sup>2</sup> (児童館部分 411.24 m <sup>2</sup> , ひまわりクラブ部分 115.61 m <sup>2</sup> ) 建物構造・主な施設内容 鉄骨造平屋建て 集会室 (33.94 m <sup>2</sup> ) 創作活動室 (34.04 m <sup>2</sup> ) 遊戯室 (196.00 m <sup>2</sup> ) 図書室 (13.13 m <sup>2</sup> ) 鑑賞室 (12.00 m <sup>2</sup> ) 相談室 (6.11 m <sup>2</sup> ) 事務室 (24.24 m <sup>2</sup> ) ひまわりクラブ室 (115.61 m <sup>2</sup> )		

施 設 設 置 目 的
児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及びその情操をゆたかにすることを目的として、亀田東児童館を設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 ， 方 針 等
亀田東児童管理運営の基本方針
1 地域児童の健全育成と子育て支援の拠点として、地域社会と協力連携しながら、児童をはじめ地域住民に親しまれる児童館とします。 2 児童がいつでも自由に利用できる、安全で安心な遊び場としての機能を備えるとともに、児童に健全な遊びや情報の提供を行います。
亀田東児童館の事業運営の5つの柱
1 健全な遊びを通した児童の集団及び個別指導 2 中学生・高校生等の年長児童の自主的な活動に対する支援 3 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及び指導者の養成 4 子育て中の親からの相談に応じるなどの子育て家庭への支援 5 地域の児童の健全育成に必要な活動

令和5年度

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市民	広報の充実	行事だより、ホームページ等による児童センター活動に関する情報発信 2回以上／月			
	基準利用者数の達成	来館者数(年)(基準:60人×359日)21,500人以上			
	利用者の満足度	利用者アンケートの実施 2回以上／年			
	苦情・要望に対する対応	原則1週間以内の回答			
財務	管理運営経費の縮減	経費削減への取組み事項3件以上			
業務	設置目的の理解	・運営委員会の実施数 2回以上／年 ・地域交流事業の実施数 2回以上／年 ・区内全ひまわりクラブへの移動児童館の実施数 15回以上／年			
	情報の伝達と共有	苦情・事故発生時の早期報告 一両日中			
	安心安全の確保	・防災訓練実施回数 年2回以上 ・事故発生時のマニュアルによる研修実施 年2回以上			
	個人情報保護の徹底	個人情報保護に関する内部研修の実施 年1回以上			
	業務仕様書に定める事項の遵守	その他業務仕様書に定める事項の遵守			
人材	配置人員条件の充足	業務仕様書に定める基準を満たしている			
	配置人員の資質向上	実務研修 1人年2回以上受講			

【評価基準】

A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B:要求水準(評価指標)が達成されている

C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていない

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所管課による総合評価(所見)